

神奈川県身体障害者連合会会報

発行 (公財)神奈川県身体障害者連合会

会長 戸井田 愛子

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2

電話 045-311-8736 FAX 045-316-6860

編集 「身障かながわ」編集委員会

編集委員長 新井修身

印刷 内村印刷株式会社

- 平成27年度事業計画並びに収支予算決算..... ①
- 神奈川県手話言語条例が制定・施行されました..... ②
- 創造都市いせはら（伊勢原市）..... ③
- NPO法人相模原市難聴者協会「土の会」の紹介（相模原市）..... ③
- 肢体部会社会見学のご案内..... ④
- 身体障害者富士登山案内..... ④

- 県障害者スポーツ大会開幕..... ④
- さんぽみち（横須賀市）..... ⑤
- みんなの広場（藤沢市）..... ⑤
- 車椅子使用者（肢体）の視点..... ⑥
- 県身連事業予定（4月～7月）..... ⑥
- 編集室から..... ⑥

平成二十七年度事業計画と収支予算が、理事会並びに評議員会で承認可決されました。

県身連の平成二十七年度事業計画と収支予算が、理事会並びに評議員会で承認可決されました。

平成二十七年度の事業予算額は、六千五百三十四万六千円で前年度予算と比較すると四百二十一万二千円の減少となっています。この主な理由は、神奈川県障害者社会参加推進センター事業運営委託費及び神奈川障害者スポーツ振興事業委託費の大幅な削減によるものです。

平成二十七年度の県身連は、県域障害者団体として、障害者に対する差別や合理的配慮に関する理解を促進していくため、県及び関係機関に、日本身体障害者団体連合会等と機会あるごとに働きかけて行くとともに、障害者の自立・社会参加推進事業の一層充実を図り、関係各位のご支援をいただきながら、次の方針の実を図る。

もとに進めます。
一・財政状況の厳しい中、さらなる効率化を図り、公益目的事業を行う。

また、売店運営については、経費の節減を進めながら当連合会の自主財源の確保に努めるとともに、本年度予算の的確かつ効率的な執行を図り、会員各位の自主的、積極的な参加のもとに法人の目的達成に努める。

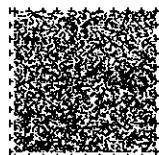
二・災害時の障害者への支援体制の充実を図るよう関係機関へ働きかけを行う。

精神障害者に向けた事業の充実を図り、身体障害者、知的障害者、精神障害者に向けた事業の充実を図る。

平成27年度神奈川県身体障害者連合会事業予算

No.	事業科目	本年度予算	増減
1	管理費	500,000	0
2	人件費	1,440,000	0
3	会議費	225,000	▲20,000
4	負担金	165,000	0
5	雑費	50,000	0
6	管理諸費	700,000	▲150,000
7	地域団体組織強化費	60,000	▲20,000
8	広報活動費	1,140,000	0
9	身体障害者福祉推進活動費	60,000	▲10,000
10	部会活動費	1,170,000	0
11	日身連大会等参加費	472,000	18,000
12	相談事業費	50,000	▲10,000
13	体育振興費	230,000	0
14	福祉大会費	1,150,000	0
15	社会参加推進センター事業運営費	12,595,000	▲1,400,000
16	神奈川県障害者スポーツ振興事業費	30,640,000	▲1,020,000
17	音声機能障害者発声訓練事業費	1,495,000	0
18	県障害者スポーツ大会開催費	2,404,000	0
19	全国障害者スポーツ大会相模原市選手団派遣費	7,100,000	▲100,000
20	県障害者スポーツ振興協議会事務委託費	3,700,000	0
合計			65,346,000 ▲2,712,000

平成二十七年度事業計画 並びに収支予算決まる



神奈川県手話言語条例が 制定・施行されました。

県民の手話に対する理解を深め、手話を利用しやすい環境を整備していくことが必要であると考え、手話の普及等に関する施策を推進するための条例が、平成26年12月25日の神奈川県議会において可決・成立しました。条例の制定理由及び内容は、次のとおりです。

1 条例制定の理由

我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたもの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えない状況にあることから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

そこで、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行なながら共生することができる地域社会を実現するため、条例において、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務や県民、事業者の役割を明らかにするとともに、手話等の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものである。

2 条例の概要

(1)目的

この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であるとの認識に基づき、手話の普及等^(※)に関し基本理念を定め、県の責務や県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

^(※)「手話の普及等」とは、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、その他の手話を使用しやすい環境を整備することをいう。

(2)基本理念

手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に、その人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会の実現のために、意思疎通や情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることを県民の理解の下に、推進されなければならない。

(3)県の責務等

ア 県は、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行い、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進するものとする。

イ 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携・協力に努めるものとする。

(4)県民、事業者の役割

ア 県民は、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

イ 手話を使用する者は、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力し、手話の普及に努めるものとする。

ウ 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(5)手話推進計画

ア 県は、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話推進計画を策定し、実施しなければならない。

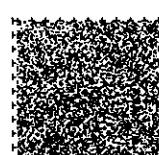
イ 県は、手話推進計画の策定又は変更するときは、県民の意見を聴き、反映するように、必要な措置を講ずるものとする。

(6)財政上の措置

県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7)施行期日

施行期日は、平成27年4月1日とする。



市町村のページ

創造都市いせはら

伊勢原市 よねやま
米山 よねやま
昇 のぼる

伊勢原市は、第五次総合計画・福祉計画（素案）に従つてスタートした。市の策定に「誰もがしあわせを実感できるまち」をめざすと語る市長は、現在、伊勢原市内には三本の広域幹線道が整備されています。新東名高速道路が三十一年に伊勢原ICまでの開通を目指し、二四六バイパス・圏央道と連絡等工事が進み、今年には、圈央道が開通です。東京オリンピック・パラリンピックまでに開通したいと説明があり、また、大山・日向薬師と一緒に観光していきたいと話されました。福祉にかける情熱について、これから更に高齢者社会になります。その対応には人権の尊重・社会で対等に暮らせる事・「思いやり」を持ち、現実を見て、より良い市政を願いしたいと思います。

さて、伊勢原市では自立支援協議会から伊勢原市障がい者とくら

しを考える協議会と名称を変え入れて、平成二十六年度より協議会の中に当事者部会を新たに組みた。当事者の取り組み内容は、(○当事者の体験発表会・就労支援・成年後見)画策定・意見をまとめて情報発信していきましょうとの事。市にお願いして各事業を円滑に進めてほしいです。

○パリアフリー点検及び障害計画策定・意見をまとめて情報発信していきましょうとの事。

市にお願いして各事業を円滑に進めてほしいです。

さて、協同病院が綺麗になりました事は良いけれど、病院内に入ると通路は狭い、トイレの数少なく、待ち時間が長い、駐車場が遠い等問題があります。みなさんの街はいかがでしょうか？

突然聞こえなくなった人の救済対策として、県ではコミュニケーション教室というものがあつたりしています。

今後、高齢者・障害を持つ私達の生活・年金・医療・介護など安定した生活を市に託す形になります。私達の協会も将来を見、さまざまな課題を自覚し、念したいと思います。幸福の基準はそれぞれ相違しますが、多くの人がここに住み良かつたと感じた街にしたいと思います。これから行事も多くなり忙します。

これから行事も多くなり忙します。

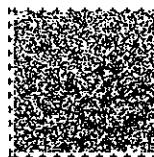
NPO法人 相模原市難聴者協会 「土の会」の紹介

相模原市 つちや
土屋 かずよ
和代 かずよ

平成二十二年に弊会はNPO化し、翌年には相模原市市民、「ゆめの芽」事業の助成金を頂き、初年度は年八回（現在は十回）、手話通訳士の指導による手話講習会を開催できるようになりました。この「ゆめの芽」事業の助成を四年間受け、その実績で、今年から市との協働事業として「ふれあい教室」の開催が実現しました。これは、中途失聴・難聴者に日常生活に必要な手話の基礎指導と、同障同志で情報交換をしたり、励まし合つたりしています。

突然聞こえなくなった人の救済対策として、県ではコミュニケーション教室といいうものがあり、相模原市民は藤沢にある神奈川県聴覚障害者福祉センターで手話教室、読話教室に参加することができます。しかし、相模原市は政令化に伴い、近隣の町村と合併したため広域になります。そこで相模湖近くの人々が藤沢まで通うのはかなりの時間と労力が必要です。そして交通費もばかになりません。このような状況に

感じます。そこで交通費もばかり、相模原市内に県で開催しているコミュニケーション教室のようなものがあつたら」と。



事業案内・報告

平成27年度肢体部会社会見学のご案内

富士を望む絶景の日本平散策と清水港クルーズ船乗船
遙かなる銀河を散策! プラネタリウム(ディスカバリー・パーク)見学

料理自慢の宿 焼津黒潮温泉の旅

期日: 平成27年6月8日(月)~9日(火) 《1泊2日》

<1日目>

各地⇒海老名SA又は足柄SAにて休憩 ⇒ 清水(昼食) ⇒
清水港ベイクルーズ(遊覧船乗船) ⇒ 焼津温泉(泊)

<2日目>

焼津温泉 ⇒ ディスカバリー・パーク天文科学館(銀河の物語・プラネタリウム
見学) ⇒ 由比(名物さくらえび膳の昼食) ⇒ 富士を望む人気の道の駅・富士川
楽座(お買物) ⇒ 東名高速 ⇒ 足柄SA又は海老名SAにて休憩 ⇒ 各地

旅行代金: 25,000円

申込: 各市町村身体障害者団体へご連絡ください。

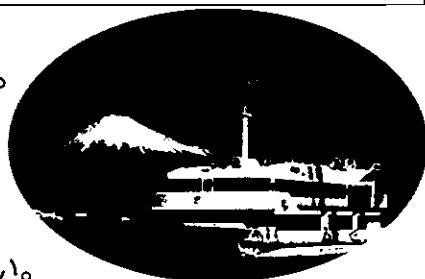
申込締切: 5月15日(金)

宿泊施設: 焼津黒潮温泉 グランドホテル

※なお、バスの乗車場所等詳細は、

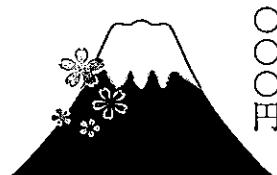
参加申込締切後に決定いたします。

詳しくは各市町村身障団体へお問い合わせください。

身体障害者
富士登山

平成二十七年度の富士登山は、七月十六日(木)に例年通り実施いたします。この富士登山も参加者が減少傾向にあり、県内の配車場所もご希望に添えず、昨年は参加を辞退する団体もありました。これは、参加者の減少に伴いバスを五台から四台に減らして運行しているため、全市町村を回ることが難しくなったためです。出来る限りご希望に添えるよう計画してまいりますので、多くの方のご参加をお待ちしております。参加申込等については次のとおりです。

申込締切: 六月十二日(金)
場所: 富士山五合目~七合目
申込方法: お住まいの各市町村
身体障害者団体までお願いします。
※乗車場所については、参加申込締切後、申込状況を考慮して決まります。



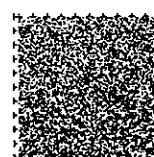
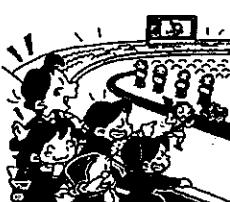
● 水泳競技会 期日: 七月五日(日)
会場: さがみはらグリーンプール
申込: 五月二十五日(月)まで

● 卓球・サウンドテーブルテニス競技会 期日: 七月五日(日)
会場: 寒川総合体育館
申込: 六月一日(月)まで

平成二十七年度の神奈川県障害者スポーツ大会開幕

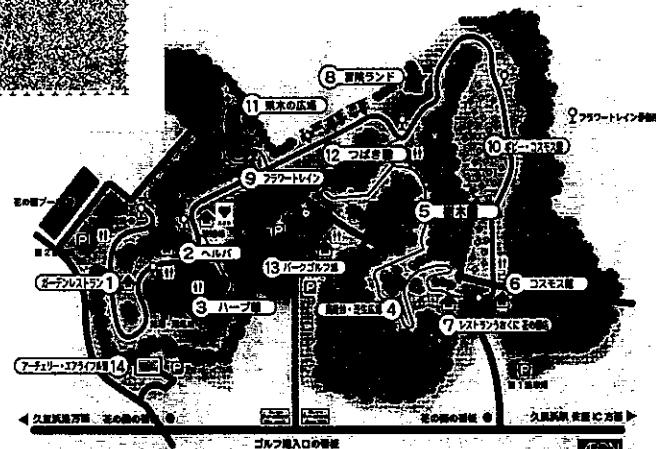
平成二十七年度の神奈川県障害者スポーツ大会が、四月五日のボウリング・アーチェリー競技会を皮切りに開幕し、四月のフライングディスク、五月の陸上、七月の水泳・卓球競技会と続きます。この大会は、十月に和歌山県で開催される第十五回全国障害者スポーツ大会への派遣選手候補者の選考を兼ねた県内最大のスポーツ大会です。

五月の陸上競技会までの申込みは締切となっていますが、水泳・卓球競技会には間に合いますので、一人でも多くの参加をお待ちしております。



花と軍港めぐり

さんぼみち



横須賀市には、「くりはま花の国」、「田浦梅の里」「田和つづじの丘」の三つの緑地公園があります。今回は、くりはま「花の国」を紹介いたします。ボビー、コスマスのまつり時期に来園すれば、花いっぱいの中、散歩を楽しんでいただけます。

①海眺めながらお食事ができるカフェオリーブとレストラン
ロスマリネスがございます。

②ハーブ体験教室や自然体験教室など、各種教室の会場です。

③約百三十種三万本のハーブを一堂に集めた関東エリア有数の

④高台にある芝生のフリースペースです。

⑫日本の代表的な花として古くから親しまれてきたつばき。冬には約二百種三百本ものつばきが色とりどりに咲き誇ります。

⑬緑に囲まれた場内で、プラスチックボールとウッドクラブを使つて、変化に富んだ十八ホールにチャレンジしてみてください。

⑭本格的なアーチェリーアー場と、レーザービームも楽しめるエアライフル場です。

散步の帰りは横須賀港の軍港めぐり、お土産に海軍カレーを買って帰り、家族皆様で食べてみてください。花と軍港めぐりの思い出づくりに、ぜひ横須賀へお出かけしてみてください。

⑥名物のラベンターンアトクリームやお土産を販売している売店です。

⑦久里浜の新鮮な海の幸を使つた和食料理が召し上がれます。

⑧全長四十五mのローラーすべり台や大型遊具で遊べるアスレチック広場です。

⑨蒸気機関車型のバス、フランクトレインが運行しています。

⑩春にはポピーが、秋にはコスモスが百万本咲き誇る花畠です。

⑪都道府県を代表する郷土の木々を一堂に集めた「ミニ故郷」です。

第一
步

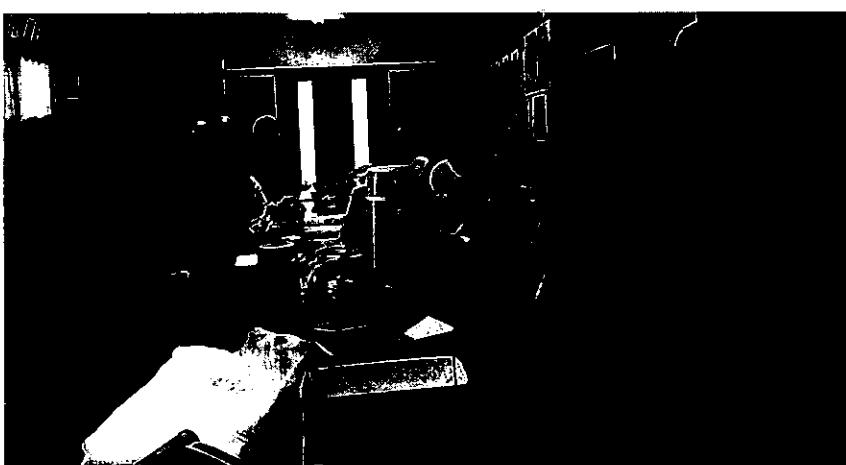
みんなの広場

藤沢市
種田多化子

藤沢市 種田多化子 たねだたかこ

今、障がい者のひとりとして活動していますが、先天的に障がいをかかえて生まれたわけでもなく、また自分が障がい者になるとは全く思わず生活していました。子育での忙しいある日右足に痛みを感じました。どうしたのかと普段は何も気にしていない右足を見ると赤く腫れています。急いで整形外科に行き診てもらうと骨の細胞が変形して大きく腫れていました。それから治療が始まり、検査・手術・リハビリときつい日々が続き、さらに再発、再発、再発と続き、右足を膝の上で切断するしかなく、生と死を見つめる日々でした。病気と向き合う毎日でした。が、病気がよくなれば次へ進めるような気がしましたが、病気は完全によくなることはなく何もしらないでとどまつていても何も楽しくない。体力も落ち、一日外出すると次の日は昼寝しないといけないぐらいに弱っていました。まず、体を鍛えて毎日出かけられるようにしたいと思いました。そして、藤沢市の太陽の家体育館に勇気を出して電話し、「一度来てみて下さい」と言つていただき声をたより、に出かけました。それが「みん

「なの広場」に出た第一歩でした。そのあとはやさしく声をかけて下さった方々のおかげで、スポーツ1ツにレクリエーションに障がいい福祉の団体活動に、そして、地域の町づくりにも関わって活動しています。



車椅子使用者（肢体）の視点

藤沢市

金木

友

県身連事業予定

- 4月

 - 5日(日) 県障害者スポーツ大会[ボウリング](知的)
(湘南とうきゅうボウル)
 - 5日(日) 県障害者スポーツ大会[アーチェリー](身体)
(県総合リハビリテーションセンター)
 - 12日(日) 県身体障害者ボウリング大会
(湘南とうきゅうボウル)
 - 19日(日) 県障害者スポーツ大会[FD]
(秦野市中央運動公園)
 - 19日(日) 知的サッカー競技関東地区予選会
(綾瀬市スポーツ公園)
 - 21日(火) 身障かながわ編集委員会
(県社会福祉会館)
 - 24日(金) 肢体部会監事監査
(県社会福祉会館)

<5月>

- 10日(日) 県障害者スポーツ大会[陸上](身体)
(県立体育センター)

12日(火) 社会参加推進協議会
(県社会福祉会館)

14日(木) 肢体部会代議員会
(県社会福祉会館)

上旬 県身連理事会
(県社会福祉会館)

17日(日) 県障害者スポーツ大会[陸上](知的)
(県立体育センター)

25日(月) 第58回日本身体障害者福祉大会

~26日(火)(宮崎県)

下旬 県身連評議員会
(県社会福祉会館)

（東日本福祉芸術館）
＜6月＞
8日(月) 肢体部会社会見学
～9日(火)(静岡県)
12日(金) 日身連関東ブロック団体長会議
～13日(土)(東京都)
14日(日) 肢体部会女性部教養講座・部長会議

～15日(月) (伊豆潮風館)
 <7月>
 5日(日) 県障害者スポーツ大会[水泳]
 (さがみはらグリーンプール)
 12日(日) 県障害者スポーツ大会[卓球・STT]
 (寒川総合体育館)
 16日(木) 身体障害者富士登山
 (富士山5～7合目)
 24日(金) 関東ブロック身体障害者相談員研修会
 (鎌倉市)

※問い合わせ 電話：045-311-8736
045-311-8744

[推進センター]
FAX: 015-312-3300

FAX : 045-316-6860
<http://kanagawa-kenshinren.or.jp>
☆ホームページアドレスが変更になりました。

第六十回神奈川県身体障害者福祉大会
平成二十七年度の福祉大会を
次の通り開催いたします。

寒さもほつと桜の花も待ち遠しい今頃ですね。私ごとですが股関節を手術して二十二年になります。いつも足底装具を使用し、右足8ミリ近く昨年末新しく作っていたときました。悪いと思い長い間使用しておりましたが、無理はだめ。身体に負担が掛かるとの事。皆さまも気を付けて下さいね。

今年も皆さまのご協力をいただきながら編集委員がんばりたいと思つておりますので、よろしくお願ひ致します。

編集室から

と思ひます。そういう建物なら安心します。止められるかと思ひます。止められないことは知る機会があつたので県に提案としてパーキングペーミットという制度を導入してもらえた大変ありがとうございます。モラルありきで考えるのではなくこういう制度を導入することでやな思いをしている方(当事者が障害者用駐車場に止められる)がいるとき睨まれることも知つて救てもらいたいと思います。